

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と耐震総合安全機構（以下「乙」という。）は、相互に連携し、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（以下「条例」という。）の円滑な施行に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、相互に連携を行う上で必要な事項を定めることを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- 一 耐震診断の実施に関すること
- 二 診断者の技術力の向上に関すること
- 三 相談体制の整備と普及啓発の実施に関すること
- 四 その他、条例の施行に関すること

（協議）

第3条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、調印の日から、平成24年3月31日までとする。ただし、期間の満了の3箇月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、更に1箇年更新されたものとみなし、以後、この例による。

甲と乙は、協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月30日

甲 東京都
都市整備局長 河島 均

乙 耐震総合安全機構
理事長 中田 準一